

【生活福祉資金貸付制度の詳細】（令和6年3月1日時点）

■対象者

貸付けの対象となるのは、次の方々です。

- ① 必要な資金を他から借りることが困難な「低所得者世帯」
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方等が属する「障害者世帯」
- ③ 65歳以上の高齢者が属する「高齢者世帯」

■貸付金の種類

- ・ 障害者自動車の購入に必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 病気療養に必要な経費やその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 介護サービスや障害者サービスを受けるために必要な経費 など

■連帯保証人

原則として連帯保証人を立てることが必要となります。連帯保証人を立てない場合も貸付けが可能ですが、貸付金の利子が発生します。

■利用方法

- ・ 市区町村社会福祉協議会または都道府県社会福祉協議会に申請します。

■申請時期

対象者に該当したとき

参考：厚生労働省ホームページ

政府広報オンラインホームページ

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201001/3.html>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会ホームページ